

国立大学法人東京外国語大学国際交流会館使用細則

〔昭和60年 2月27日
制 定〕

改正 平成10年 9月16日 平成17年 4月 1日規則第18号
平成25年 1月15日規則第 3号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学国際交流会館規程（昭和59年12月19日制定。以下「会館規程」という。）第19条の規定に基づき、国際交流会館の使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 会館規程第6条に定める「家族」とは、外国人留学生、外国からの研究者、特任外国語教員等の配偶者及び子女をいう。

(入居申請)

第3条 国際交流会館への入居を希望する者は、入居申請書を提出しなければならない。

(入居の許可)

第4条 入居の許可は、国際交流会館運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て館長が行い、入居を許可したときは、入居許可書を本人に交付する。

(入居手続)

第5条 前条の規定に基づき入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、入居の際、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入居届
- (2) 誓約書

(入居期間の延長)

第6条 規程第7条第3項に基づき、入居許可期間の延長を希望する者は、入居期間延長申請書を入居許可期間最終日の1か月前までに館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、入居期間の延長を許可したときは、入居期間延長許可書を本人に交付する。

(退去手続)

第7条 退去届は、退去する日の1月前までに館長に提出しなければならない。

(家族の移動)

第8条 入居者が、新たに家族を同居させようとするときは、家族同居申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、家族の同居を許可したときは、家族同居許可書を本人に交付する。

3 入居者が家族を退去させようとするときは、家族退去届を館長に提出するものとする。ただし、入居者の自己都合により居室の変更を伴うときは、改めて入居手続をしなければならない。

(許可の取消)

第9条 会館規程第13条に基づく入居許可の取り消しは、委員会の議を経て入居許可取消通知書の交付をもって行う。

(集会・行事等)

第10条 入居者が集会・行事等を行うときは、その責任者は実施する日の7日前までに集会・行事開催申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、集会・行事等を許可したときは、集会・行事開催許可書を責任者に交付する。

(施設の保全等)

第11条 入居者及び同居の家族は、会館内の秩序維持及び施設、設備等の保全のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室の全部又は一部を他人に転貸しないこと。

(2) 居室を居住以外の目的に使用し、又は工作等を加えないこと。

(3) 居室の設備移動及び備品の館外持ち出しをしないこと。

(4) 入居又は退去の際、居室の施設、設備及び備品を確認し、点検を受けること。

2 居住者以外の者が会館を使用するときは、前項の規定を準用する。

(各種様式)

第12条 国際交流会館に係る各種申請書及び許可書の様式は、館長が別に定める。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この細則は、昭和60年2月27日から施行し、昭和60年2月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成10年9月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月15日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学国際交流会館使用細則の規定は、平成24年11月22日から適用する。